

独立行政法人農畜産業振興機構の
令和 4 年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）	
	中期目標期間	平成30～令和4年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 三野 敏克
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏

3. 評価の実施に関する事項	
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定																																
評定 (S、A、B、C、D)	B：令和4年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																														
		30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度																										
		B	B	B	B	B																										
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価となり、中項目では1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価となり、大項目の評価は6項目がB評価となった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。																															
	(項目別評定の分布)																															
	小項目では、109 項目中 2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価、評価対象外が15項目																															
	中項目では、 32 項目中 1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が7項目																															
	大項目では、 8 項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目																															
	<table><tr><th colspan="2">評 価 項 目 (大 項 目)</th><th>評価</th></tr><tr><td>第1</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第2</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第6</td><td>第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>—</td></tr><tr><td>第7</td><td>剰余金の使途</td><td>—</td></tr><tr><td>第8</td><td>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td><td>B</td></tr></table>					評 価 項 目 (大 項 目)		評価	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第3	予算、収支計画及び資金計画	B	第4	短期借入金の限度額	B	第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第7	剰余金の使途	—	第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B
	評 価 項 目 (大 項 目)		評価																													
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第3	予算、収支計画及び資金計画	B																													
第4	短期借入金の限度額	B																														
第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																														
第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																														
第7	剰余金の使途	—																														
第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																														

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、畜産関係業務では、需給調整・価格安定対策としての乳製品の輸入売買、国の要請を踏まえた緊急対策としての飼料穀物等の価格高騰に対する支援対策など、迅速かつ的確に実施している。野菜関係業務に関しては、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を広く公開・共有し、生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図った。また、砂糖・でん粉関係業務の需給調整・価格安定対策では、輸入指定糖等の買入れ及び売戻しによる調整金徴収業務を適正に実施するとともに、月ごとの売買実績が定められた期間内に、法人のホームページに公表している。情報収集提供業務に関しては、令和4年度の重点テーマ設定後に重要性が高まったウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響や中国の需給動向に関する情報収集・提供を行ったことは高く評価できる。 業務運営の効率化の項目については、ICTの活用による業務の効率化において、各システムのオンライン化・クラウド化を進め、特に eMAFF の運用については、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、令和4年度中に本格的運用を開始したことは高く評価できる。 業務経費(附帯事務費)や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成27年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。その他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施しており、総じて順調な組織運営を行っている」と評価する。

全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
-------------------------	------------------------

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した 課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(外部有識者からの意見)

様式1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B		
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B	B	1－1	
（1）経営安定対策						〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	b○	a○重	a○重	b○重	b○重	〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況の公表	－	b	b	b	b	〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	－○	－○重	－○重	－○重	－○重	〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況の公表	－	－	－	－	－	〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）生産者補給交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇（イ）ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b	b	〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b	b	b	〃	
◇（2）緊急対策	<u>b</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B	B	B	B	1－2	
（1）経営安定対策						〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）生産者補給交付金等の交付	b○	a○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b	b	b	〃	
イ 畜産業振興事業						〃	
◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇（イ）補完対策	b	b	b	b	b	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施							
（2）需給調整・価格安定対策						〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買						〃	
◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸出入札	b	b	b	b	b	〃	
（イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等						〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b	b	b	b	b	〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b	b	b	b	〃	
◇（ウ）価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b	b	－	－	〃	
◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b	b	b	b	〃	
◇（オ）売買実績に係る情報の公表	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b	b	b	〃	
◇（3）緊急対策	<u>b</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	〃	
○3 野菜関係業務	B	B	A	B	B	1－3	
（1）経営安定対策						〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重	a○重	b○重	b○重	〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重	a○重	b○重	b○重	〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b	b	b	b	〃	
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b	b	a	b	b	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	b	a	b	b	〃	
◇(2) 需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	a	a	a	a	〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B	B	B	B	B	1－4	
(1) 経営安定対策						〃	
ア 砂糖関係業務						〃	
◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇(イ) 国内産糖交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇(ウ) 業務内容等の公表	b	b	b	b	b	〃	
イ でん粉関係業務						〃	
◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重	b○重	〃	
◇(ウ) 業務内容等の公表	b	b	b	b	b	〃	
(2) 需給調整・価格安定対策						〃	
◇ア 砂糖関係業務	b	a	a	a	b	〃	
◇イ でん粉関係業務	b	b	a	a	b	〃	
○5 情報収集提供業務	B	B	B	B	A	1－5	
(1) 調査テーマの重点化						〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催 する委員会が出された意見等を踏 まえた、調査テーマの重点化	b	b	a	b	s	〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への 対応等の調査成果普及等の取組	b	b	b	a	a	〃	
(2) 需給等関連情報の迅速な提供						〃	
◇ア 情報の期間内の公表	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 情報利用者等からの問合せ等が あった場合の迅速な対応	b	b	b	b	b	〃	
(3) 情報提供の効果測定等						〃	
◇ア アンケート調査の実施	b	b	a	b	b	〃	
◇イ 情報利用者の満足度	b	b	b	b	b	〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b	b	b	b	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
○6 TPP 等政策大綱への対応	A					1－6	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	A	B	B		
○1 業務運営の効率化による経費の削減	B	B	B	B	B	2－1	
◇(1) 業務経費の削減	b	b	b	b	b	〃	
◇(2) 一般管理費の削減	b	b	b	b	b	〃	
○2 役職員の給与水準	B	B	B	B	B	2－2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的 取組	B	B	B	B	B	2－3	
◇(1) 「調達等合理化計画」に基づく取組	b	b	b	b	b	〃	
◇(2) 競争性、透明性の確保	b	b	b	b	b	〃	
◇(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b	b	b	b	b	〃	
○4 業務執行の改善	B	B	A	B	B	2－4	
(1) 業務全体の点検・評価						〃	
◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施	b	b	a	b	b	〃	
◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b	a	－	a	－	〃	
(2) 補助事業の審査・評価						〃	
◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b	b	a	b	b	〃	
◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b	b	b	－	－	〃	
○5 機能的で効率的な組織体制の整備	B	－	－	－	－	2－5	
○6 補助事業の効率化等	B	B	B	B	B	2－6	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
(1) 透明性の確保						〃	
◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b	b	b	b	b	〃	
◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b	b	b	b	b	〃	
◇ウ 事業説明会等の実施	b	b	b	b	b	〃	
(2) 効率的な事業の実施						〃	
◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b	b	b	b	b	〃	
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	—	—	—	—	—	〃	
◇エ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b	b	b	b	b	〃	
◇オ 事後評価	—	b	b	—	b	〃	
◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b	c	b	b	〃	
◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b	b	b	b	—	〃	
◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	—	—	—	—	—	〃	
◇ケ 決算上の不用理由の分析	b	b	b	b	b	〃	
◇コ 基金の見直し	b	b	b	b	b	〃	
○7 ICTの活用による業務の効率化	A	B	S	A	S	2－7	
○8 情報システムの適切な整備及び管理					A	2－8	
○9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B	B	B	B	2－9	
第3 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B		

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
○1 財務運営の適正化	B	B	B	B	B	B	3	
◇(1) 収益化単位の業務毎の予算と実績の適切な管理	b	b	b	b	b	b	〃	
◇(2) 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b	b	b	b	b	b	〃	
○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B	B	B	B	B	B	〃	
第4 短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	B		
○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	—	—	—	—	—	—	4	
○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B	B	B	B	B	B	〃	
○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	—	—	—	—	B	—	〃	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B	B	B	B	B		
○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B	B	B	5	
○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B	B	B	〃	
第6 前号に規定する財産以外の重要な財	—	—	—	—	—	—		

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
	－	－	－	－	－	6	
第7 剰余金の使途	－	－	－	－	－		
	－	－	－	－	－	7	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B	B		
○1 ガバナンスの強化	B	B	B	B	B	8－1	
(1)内部統制の充実・強化						〃	
◇ア 内部統制の推進	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 役員会の開催	b	b	b	b	b	〃	
◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	b	b	a	b	b	〃	
◇エ 内部監査の実施	b	b	b	b	b	〃	
◇オ リスク管理対策の推進	b	b	b	b	b	〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b	b	b	b	〃	
◇(2)コンプライアンスの推進	c	b	b	b	b	〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B	B	B	8－2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b	b	〃	
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b	b	〃	
(3)業務運営能力等の向上						〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b	b	〃	
○3 情報公開の推進	B	B	B	B	B	8－3	
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b	b	〃	
(2)資金の流れ等についての情報公開の推進						〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b	b	b	b	b	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	〃	
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	〃	
○4 消費者等への広報	B	B	A	A	A	8－4	
(1)消費者等への情報提供						〃	
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b	b	b	b	b	〃	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	b	b	b	b	b	〃	
◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b	b	a	a	a	〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b	a	a	a	〃	
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a	a	〃	
○5 情報セキュリティ対策の向上	C	B	A	B	B	8－5	
◇(1)情報セキュリティ対策の向上	c	b	a	b	b	〃	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制の整備	b	b	b	b	b	〃	
○6 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	8－6	
○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	B	B	B	B	B	8－7	
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	－	－	－	－	－	8－8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書Noを記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第3条 肉用子牛生産安定等特別措置法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0190、0192、0193

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
肉用牛交付金を交付した件数	－	－	1,255 件 (517 件)	18,197 件	45,187 件	19,291 件	25,977 件	予算額（千円）	206,302,632	243,818,007	336,213,928	273,194,195	260,687,398
目標業務日以内に交付した件数	35 業務日 以内の交付	－	1,255 件 (517 件)	18,197 件	45,187 件	19,291 件	25,977 件	決算額（千円）	41,605,988	27,773,606	102,351,051	67,091,609	51,358,874
達成度合	－	－	100% (100%)	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	53,246,549	113,425,014	102,368,952	67,116,954	51,747,588
肉用牛交付金を交付した回数	－	－	－ (－)	4 回	4 回	4 回	4 回	経常利益（千円）	△25,493,694	△103,827,209	△2,914,336	△3,405,628	△3,392,449
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5 業務日以内の公表	－	－ (－)	4 回	4 回	4 回	4 回	当期総利益（千円）	14	50,480	3,760,875	△305,573	△3,316,874
								行政コスト（千円）	－	113,425,014	102,368,952	67,116,954	51,747,588
								行政サービス実施コスト（千円）	18,172,373	－	－	－	－
								従事人員数	52.86	52.00	52.00	52.00	52.00
									</				

達成度合	－	－	－ (－)	100%	100%	100%	100%
肉豚交付金を交付した件数	－	－	－ (－)	－	－	－	－
目標業務日以内に交付した件数	30 業務日以内の交付	－	－ (－)	－	－	－	－
達成度合	－	－	－ (－)	－	－	－	－
肉豚交付金を交付した回数	－	－	－ (－)	－	－	－	－
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5 業務日以内の公表	－	－ (－)	－	－	－	－
達成度合	－	－	－ (－)	－	－	－	－
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した件数	－	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	278 件
目標業務日以内に交付した件数	14 業務日以内の交付	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	278 件
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%
肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数	－	－	1 回	3 回	2 回	1 回	3 回
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5 業務日以内の公表	－	1 回	3 回	2 回	1 回	3 回
達成度合	－	－	100%	100%	100%	100%	100%
緊急対策として制定した事業数	－	－	28 事業	41 事業	36 事業	4 事業	13 事業
目標業務日	18 業務日	－	28 事業	41 事業	36 事業	4 事業	13 事業

以内に要綱を制定した事業数	以内の要綱を制定														
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

4) 30年度の欄の括弧内は、TPP11 協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)				
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価はAが1、Bが4であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）	
							中項目の総数：6 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：4×2点＝ 8点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：1） 合計 11 点（11／10＝110%）	
							評価	B
	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策			＜評価に至った理由＞ 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付	

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等			したもの)の評定。以下同じ。)は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの(「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。)の評定を点数化して行う(以下同じ。)が、畜産(肉畜・食肉等)関係業務については、小項目の評定はaが1、bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値:中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:5×2点=10点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 (評価対象外:2) 合計 13点(13/12=108%) ・畜産(肉畜・食肉等)関係業務については畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・中期目標において、法人は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和4年度は、飼料穀物価格の高騰対策等について、当省の要請に基づき、融資機関からの借入に必要となる利子相当額の支援等の事業について、事業実施主体等と緊密に連携するなどし、的確に事業を実施している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	--	---

（ア）肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：一業務日）	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	◇（ア）肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 肉用牛交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施した。 （別添 1－1）	<評定と根拠> 評定 b 販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (25,977 件/25,977 件) であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
						評定	b			
法人の自己評価は、適当と認められる。										
（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 （第 3 期中期目標期間実績：一業務日）	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（イ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった	<主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。 （別添 1－1）	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（4 回/4 回）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	(ウ) 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 (第 3 期中中期目標期間実績：一業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	d：達成度合は、80%未満であった ◇(ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。 肉豚交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を、引き続き適切に実施した。	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
	評定	－									
	－										
(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中中期目標期間実績：一業務日)	(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇(エ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－		
評定	－										
－											

	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：11 業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 ◇(ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。 交付業務に当たっては、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して、事務スケジュールの順守の徹底等を周知した。 (別添 1－2)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (278 件/278 件) であった。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
	(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間	(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した	(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した	◇(イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。 (別添 1－3)	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (3 回/3 回) であった。 <課題と対応>		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

実績：５業務日）	日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	ための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、80％以上 100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった		特になし			
	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号。以下「機構法」という。)に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、80％以上 100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第２の６の（１）のイ参照)	<評定と根拠> 評定b 第２の６の（１）のイ参照 <課題と対応> 特になし	評価	b
	法人の自己評価は、適当と認められる。							

100%)	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3 期中期目標期間実績：18 業務日)	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇ (2) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	<主要な業務実績> 肉用子牛価格の低落や配合飼料価格高騰への支援対策事業等について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 (別添1－4)	<評定と根拠> 評定 a 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100% (13 事業/13 事業) であった。 特に、飼料穀物価格の高騰による国の予備費を活用した緊急対策等が実施される中、配合飼料価格安定制度の補填金交付を迅速かつ確実に行うため、融資機関からの借入に必要となる利子相当額の支援等の事業について、国、事業実施主体と緊密に連携するなどし、的確に実施することができたことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
	評価	a					
	飼料穀物価格が高騰する中、配合飼料価格安定制度の補填金交付を迅速かつ確実に行うため、融資機関からの借入に必要となる利子相当額の支援等の事業について、事業実施主体等と緊密に連携するなどし、的確に事業を行うことができたことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。						

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の20%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 （3）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0189、0190、0192、0193

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度						
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	－	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件	160 件	予算額（千円）	97,982,477	103,326,214	113,466,983	80,256,475	94,164,903
								決算額（千円）	63,337,019	68,069,232	66,346,171	64,028,468	75,994,172
								経常費用（千円）	60,988,102	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118
								経常利益（千円）	△7,991,425	△9,860,020	△8,510,870	△10,432,250	△1,410,347
目 標 業 務 日 以 内 に 交 付 した件数	18 業務日以 内の交付	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件	160 件	当期総利益（千円）	1	7,466	9,565	1,870	6,281
								行政コスト（千円）	－	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%	行政サービス実施コス ト（千円）	28,477,095	－	－	－	－
受託数量等 を公表した 回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	従事人員数	20.39	22.70	22.70	22.70	22.70
目 標 業 務 日 以 内 に 公 表 した回数	9 業務日以 内の公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回						
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	100%						

売買実績に係る情報を公表した回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回								
目標の期日までに公表した回数	翌月 19 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%								
緊急対策として制定した事業数	—	—	5 事業	5 事業	16 事業	1 事業	3 事業								
目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18 業務日以内の要綱制定	—	5 事業	5 事業	16 事業	1 事業	3 事業								
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%								

注 1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	○ 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等			評価 B < 評価に至った理由 > 小項目の評価は a が 1、b が 10 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：12 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：1 × 3 点 = 3 点 評価 b の小項目数：10 × 2 点 = 20 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 （評価対象外：1） 合計 23 点（23 / 22 = 105%） ・畜産（酪農・乳業）関係業務については、畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が実施す

						る経営安定対策、需給調整・価格安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・中期目標において、法人は畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を実施することとしており、令和４年度は、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業について、当省からの短期間での事業実施の要請に対して、迅速に事業を実施している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし

	(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)	(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。	(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。	◇(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9業務日以内にホームページで公表した。 事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者(注)に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。 (別添2－2) (注) 生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。	<評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。 (第3期中期目標期間実績：実績なし) 【重要度：高】 基本計画に基づく経	イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。	イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。	イ 畜産業振興事業 ◇(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成 分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容	<主要な業務実績> 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求に係る支払件数8件に対し、いずれも14業務日以内に交付した。	<評定と根拠> 評定b 支払請求のあった8件について、いずれも14業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(8件/8件)であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった								
	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第2の6の(1)のイ参照)	<評定と根拠> 評定b 第2の6の(1)のイ参照 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇(ア) 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を	<主要な業務実績> 国家貿易機関として、令和4年度に国際約束に従って国が定めて機	<評定と根拠> 評定b 国から通知を受けた数量について、全量を輸	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	て、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 （第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%）	として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。	として、国から通知を受けた令和4年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。	受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	構に通知する数量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した上で契約を締結した、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルの数量（不落札分を除く。） 全乳換算数量 137,202 トン	入札に付すことができた。達成度合は100%（137,202 トン/137,202 トン）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし
	評定		b			
法人の自己評価は、適当と認められる。						

				満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)			
		また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	② 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等についてフィードバックした。	＜評定と根拠＞ 評定b 需要者との情報交換会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 (第 3 期中期目標期間実績：20 業務日)	(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	◇ (ウ) 価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成の	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	

				ための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった					
				◇（エ） 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を4回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった				<主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定b 輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし
				評定				b	法人の自己評価は、適当と認められる。
（ウ） 上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 （第3期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末）	（ウ） 上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	（エ） 上記（イ）又は（ウ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇（エ） 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を4回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定b 輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
（エ） 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。	（エ） 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務	（オ） 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務	◇（オ） 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%で	<主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。 （別添2－3）	<評定と根拠> 評定b 全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月19日までに公表することができた。達成度合は100%（12回/12回）であった。 <課題と対応>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	

	(第3期中期目標期間実績：翌月の19日)	の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。	の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。	あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった		特になし					
	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第3期中期目標期間実績：6回(平成29年度実績))	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と6月、9月及び1月に共催した。	<評定と根拠> 評定b 「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。											
(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要	◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 輸入粗飼料等の価格が高騰する中、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る酪農経営体に対し、輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 (別添1-4)	<評定と根拠> 評定a 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100%(3事業/3事業)であった。 特に、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業の実施に当たっては、9月に対策が措置さ	<table><tr><th>評定</th><td>a</td></tr><tr><td colspan="2">国産粗飼料の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業の実施に当たって、当省からの短期間での事業実施の要請に対して、迅速に事業を実施したことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</td></tr></table>	評定	a	国産粗飼料の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業の実施に当たって、当省からの短期間での事業実施の要請に対して、迅速に事業を実施したことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。		
評定	a										
国産粗飼料の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業の実施に当たって、当省からの短期間での事業実施の要請に対して、迅速に事業を実施したことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。											

(第3期中期目標期間実績：18業務日) 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。	する。	綱を制定する。	b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった		れ、交付申請手続きが行われた農協等を通じ、酪農経営体に対して11月以降、順次交付を行うこととされたことから、新たに措置された事業の内容等を速やかに周知するとともに、国、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速に事業を行うことができたことから、a評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	------------	----------------	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の81%程度となっているが、畜産業振興事業費のうち酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業において、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う建築資材や施工業者の不足、機械の納品の遅れ等により、当初の見込みから事業参加者が減少したことが主要要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—3	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0166、0174、0193

					業務実績	自己評価		
	3 野菜関係務 (1) 経営定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	○ 3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策			評定	B
							<評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：7 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：6×2点＝12点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 15点 (15/14=107%) ・野菜関係業務については、野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策に係る業務については、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程を撮影・編集した動画を生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会で共有し、消費者のみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性に係る共通認識の醸成を図ったことは、緊急需給調整事業の円滑な実施等に貢献する優れた取組と認められる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし	
	ア 指定野菜価格安定対策事業 定野菜の価格の著し低落があった場合において、その低落が対象野	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登	◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった1,632件に対し、登録出荷団体等か	<評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて、11業務日以内に交付することがで	評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間実績：11 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	らの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 （別添 3－1）	きた。達成度合は 100%（1,632 件/1,632 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
						評価	b
イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 （第 3 期中期目標期間	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。	◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった148件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した。 （別添 3－2）	＜評定と根拠＞ 評定 b 交付申請のあった全てについて、21 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（148 件/148 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。	

	実績：21 業務日)			d：達成度合は、80%未満であった			
	【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。						
	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：11 業務日)	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請のあった 1,017 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 (別添 3-3)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100% (1,017 件/1,017 件) であった。 <課題と対応> 特になし	
	エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 分母を 12 月とし、分子	<主要な業務実績> 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで公表した。 また、対象出荷期間の	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (12 月/12 月) であった。	
							評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
							評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

	(第3期中期目標期間 実績：毎月)			を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。 (別添3-4)	<課題と対応> 特になし		
	オ セーフティネット対策の適切な対応 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の令和3年からの新規加入者について、野菜価格安定制度との同時利用を可能とする特例の期間が延長されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等への周知や照会等に適切に対応する。	◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(Web会議)において、同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知するとともに、ベジ探において、野菜制度担当者を対象に、収入保険に係る説明動画をYouTube(alicチャンネル)を通じて、常時配信した。 また、令和4年11月に収入保険と野菜価格安定制度の同時利用可能期間の延長について、農林水産省・全農等と緊密に連携し、現場が混乱しないよう、登録出荷団体等に対し周知するとともに、今後の同時利用等に関する登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会(32件)等に適切に対応し	<評定と根拠> 評定b 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会における同時利用の特例に係る内容説明等の実施、問合せ対応など、事業内容の周知・徹底を図り、混乱なく円滑な運用ができた。	<課題と対応> 特になし	評定	b
	法人の自己評価は、適当と認められる。							

	オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	た。 さらに、同時利用期間の延長を踏まえて、野菜価格安定対策事業における交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限を延長するため、業務方法書実施細則の特例を制定した。	＜主要な業務実績＞ 契約野菜収入確保モデル事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(Web会議)において事業内容の説明を行った。また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、情報誌、農業紙などへの広告掲載、新たに事業を活用する可能性のある生産者・中間事業者に対する事業の情報提供(公募チラシの郵送、電話などによる案内など)に加え、過年度の応募者が多い都道府県を中心に、都道府県や関連団体に対する事業説明を実施するなど、幅広く事業内容の周知を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 契約野菜収入確保モデル事業について野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(Web会議)で事業内容の説明を行うことができた。達成度合は100%(1事業/1事業)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
		(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業に	(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業に	(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、	◇(2) 需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を需給調整・価格	＜主要な業務実績＞ 緊急需給調整事業及び大規模契約栽培産地育成強化事業について、野菜価格安定対策事業	＜評定と根拠＞ 評定a 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、野菜農業振興		
				</					

	については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 （第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）	については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	緊急需給調整事業その他の野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	実務担当者説明会（Web会議）等において、事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。 また、緊急需給調整事業の円滑な推進のため、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を撮影・編集し、YouTube（alicチャンネル）で公開するとともに、生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会においても共有したことで、消費者のみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図った。 （別添3－5）	事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は100%（2事業/2事業）であった。 また、緊急需給調整事業の円滑な推進のため、指定野菜14品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を撮影・編集し、YouTube（alicチャンネル）で公開するとともに、生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会においても共有したことで、消費者のみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図ることができたことから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし	動画を生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会で共有し、消費者のみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図ったことは、緊急需給調整事業の円滑な実施等にも貢献する優れた取組と認められるため、a評価とした。
--	--	---	---	--	---	---	---

4. その他参考情報

（予算と決算の乖離理由）

本セグメントにおいて、決算額が予算額の60%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （１）経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 （２）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0193

[illegible]

目標の期日 までに公表 した回数	翌月の15 日までの公 表	12回	12回	12回	12回	12回	12回								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付（砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円）したため。

4) 令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。

5) 令和2年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入540億円に対し交付金等支出が623億円となり83億円の収支差が生じたため。

6) 令和3年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入514億円に対し交付金等支出が606億円となり92億円の収支差が生じたため。

7) 令和4年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入466億円に対し交付金等支出が574億円となり108億円の収支差が生じたため。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務			評価 B	評価 B
							<評価に至った理由> 小項目の評価はbが8であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：8 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：8×2点＝16点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16点（16/16＝100%） ・砂糖・でん粉関係業務については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・また、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品及び輸入指定でん粉等からの調整金徴収のための買入れ及び売戻しについて、月ごとの売買実績が定められた期間内に、法人のホームページに公表されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項>	

	(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 (ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 (ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 (ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 ◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった231件全てについて、8業務日以内に交付した。 (別添4-1)	<評定と根拠> 評定 b 概算払請求のあった全てについて8業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (231件/231件)であった。 <課題と対応> 特になし	特になし
	(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日) 【重要度：高】 基本計画に基づく経	(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇(イ) 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった190件全てについて、18業務日以内に交付した。 (別添4-2)	<評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (190件/190件)であった。 <課題と対応> 特になし	評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
							評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			a :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上 100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった							
(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	◇(ウ) 業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上 100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。 (別添 4－3)	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法	イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法に	イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法に	イ でん粉関係業務 ◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、で	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する	<評定と根拠> 評定 b 概算払請求のあった全てについて、8 業務日以内に交付すること	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
						評定	b			
						法人の自己評価は、適当と認められる。				

による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：8業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。
--

	(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	満であった	◇(ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。 (別添4－6)	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100% (12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし		
	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製	○(2) 需給調整・価格安定対策 ◇ア 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに公表した。 (別添4－7)	<評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100% (12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし			
		評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。					
	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。						

	(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)	品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			<主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表した。 (別添4-7)
						評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の88%程度となっているが、砂糖生産振興事業が実施されなかったこと、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。